

# 中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING&WOOD  
MALLESONS**  
金杜律师事务所

北京市朝阳区东三环中路1号  
环球金融中心东塔20层 邮编100020  
20th Floor, East Tower, World Financial Center  
No.1 Dongjiesanhuan Zhonglu, Chaoyang District  
Beijing, 100020, China  
T +86 10 5878 5588  
F +86 10 5878 5544  
patent@cn.kwm.com  
www.kwm.com

## 一、香港の新特許制度が 2019 年 12 月 19 日から施行

### 1. はじめに

2019 年 10 月 11 日、香港政府は、「特許条例」及び「特許規則」の改正を政府憲報に公布した。香港の新特許制度は、12 月 19 日に施行される予定である。以下、香港の現行・新特許制度の要点を紹介する。

### 2. 香港の現行特許制度

現行特許制度では、基準特許と短期特許の 2 種類があり、いずれも方式審査のみで登録される。基準特許は、中国、英国、欧州英国指定にされた出願に基づき、所定期間内に香港に二段階の手続きをする必要がある。一方、短期特許は、直接香港に出願できるが、一つの出願において、独立請求項は一つしか記載できない。保護期間はそれぞれ 20 年、8 年である。

### 3. 香港の新特許制度（2019 年 12 月 19 日から施行）

#### （1）独自の付与基準特許制度の導入

直接香港に出願する独自の付与基準特許ルートが新たに提供され、この出願は特許登録処で実体審査を受け、特許を受けられる規定に適合するかどうか判断される。出願人は、自身の特許保護戦略に照らし、独自の付与基準特許制度ルート又は現行の再登録ルートを選択して、特許出願をすることができる。

## (2) 短期特許制度の適正化

- ①短期特許出願は、最大で2つの独立請求項を含むことができる（注：従属請求項の数の制限がない）。
- ②短期特許出願の権利付与後には、その権利者又は合理的な理由正当な商業利益を有する第三者の請求により、特許登録処で実体審査が行われ、該特許の有効性を裁定することができる。
- ③短期特許の権利者は、強制執行の法律プロセス（注：enforce のことをいう、すなわち、侵害訴訟等といった権利行使）を行うする前に、まず特許登録処に該特許の実体審査を請求しなければならない。
- ④短期特許の権利者は、実体審査を経ていない短期特許について、権利侵害の法律プロセスを提起すると警告する際、権利者は、被疑権利侵害者の請求に基づき、その者へ該係争特許を識別するのに十分な資料（注：権利者のどの特許に侵害しているのかを明示する）を提供しなければならない。

## (3) 特許従業に関連する名称又は表現の使用の禁止

「登録/認可専利代理人」、「登録/認可専利代理師」のような、混同性又は誤認性を有する名称又は表現は、使用が禁止される。また、香港以外の司法管轄区で特許業務に従事して得た資格について、その関連する名称又は表現は、関連する資格がどこの司法管轄区で得たものかを明らかにすれば、依然として使用することができる。

## 4. おわりに

新制度では香港での独自の実体審査導入がポイントになる。従来の他国での出願によらなくても、香港でのビジネス展開の需要に応じて、直接香港で出願することができるようになる。また、短期特許について、日本の技術評価書制度と似たように、権利行使するために実体審査請求の義務があることに注意されたい。

## 二、北京知識産権法院における外国当事者案件に関する統計データ

### 1. はじめに

2019年10月18日、現地複数のメディアが、新華社の記者が10月16日～18日に開催された中関村フォーラムで得た情報として、北京知識産権法院における外国当事者の勝訴率等のデータを報じた。以下、その抜粋を説明する。

## 2. 北京知識産権法院における外国当事者に関連する統計データ

当該複数のメディア記事のタイトルは、「涉外民事案件における外国当事者の勝訴率は7割近い」であり、北京知識産権法院の陳錦川副院長が説明をしたと報じている。具体的には、以下3つのデータを説明している。なお、統計期間は、北京知識産権法院の設立(2014年11月)から2019年6月までの間であり、「涉外」には、香港、マカオ、台湾が含まれない。

### (1) 案件件数に関する統計データ

・該統計期間の間、涉外知的財産案件を13,736件受理し、10,755件を結審した。案件受理件数は年平均約8増加し、案件終了件数は年平均約40.4%増加した。

### (2) 勝訴率に関する統計データ

・涉外民事案件では、国外当事者の勝訴率は68% (原告及び被告がいずれも涉外のケースを含まない。)

・涉外行政案件では、国外当事者の勝訴率は49% (原告、第三者がいずれも涉外のケースを含まない。)

### (3) 賠償金額に関する統計データ

・涉外民事案件では、判決により支持した賠償金額の平均は、約136万元であり、訴訟請求賠償金額に対する支持率は、49.1%である。

・涉外技術類案件では、判決により支持した賠償金額の平均は、約208万元であり、支持率は87.4%である。平均判決賠償金額は年々増加傾向にある。

## 3. おわりに

法院の統計データは公表される機会が少ないため、参考価値のある情報と考えられる。該記事において陳錦川副院長は、継続的に審理のタイムリー性及び權威性を向上させ、国内外主体の合法的な權益を平等に保護し、法による知的財産司法保護力を強化すると結んだ。また、北京知的財産法院は外国当事者がよく利用する法院の一つであることが分かった。

以上

2019年11月2日 (原稿受領)

### 事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底及びリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

### 東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区丸の内3-2-3丸の内二重橋ビル21階 〒100-0005

電話番号： +81 3-5218-6711(代表)

ファックス番号： +81 3-5218-6712

Eメール： [malirong@cn.kwm.com](mailto:malirong@cn.kwm.com)